

令和4年度

第2回八尾市障害児保育審議会

医療的ケア児保育等検討部会 資料

他市受入れ状況

市名 ガイドライン作成時期	実施範囲	受入れ年齢	対応者
大阪市 R3.1	経管栄養・痰吸引・ネブライザー吸入 酸素吸入・血糖測定・インスリン注入 導尿・人工肛門・コンタクトレンズ装着	3歳児以上	医療的ケア担当看護師
神戸市 H30.10	経管栄養・たん吸引・酸素療法・導尿	3歳児以上	看護師
京都市 H30.10 (要綱)	酸素吸入・人工呼吸器・吸引・経管栄養 導尿・与薬・その他市長が実施を認めた医 療的ケア	定めなし	担当看護師等
加古川市 R3.11	喀痰吸引・経管栄養・導尿・酸素療法 その他市長が実施を認めた医療ケア	1歳児以上	医療的ケア担当看護師
和泉市 R2.9	経管栄養・導尿	3歳児以上	医療的ケア担当看護師
東大阪市 ガイドライン無	保護者の保育要件で選考。その後園と調整 し、受入可能であれば入所決定	定めなし	その都度調整
相模原市 R4.3	医療的ケアの種類により限定するのではな く、安全な保育提供が可能と判断した医療 的ケア	定めなし	看護師

八尾市における医療的ケア受入れの現状

保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④親族等の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVによる避難等
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ⑩市町村が認める場合（保育サポート(障害児保育)）

0～2歳児

3歳児以上

精神又は身体に障害を有する等の特段の配慮を必要とする小学校就学前子どもを養育している場合であって、当該小学校就学前子どもについて市長の定める障害児保育が必要と認められること
(八尾市子ども子育て支援法施行細則第3条2(1))

- (1)利用開始日において、3歳以上の小学校就学前児童であること。
- (2)児童福祉法に規定する障害児その他特段の配慮を必要とする児童であること。
- (3)保育所等における保育が当該児童の福祉の向上となると認められること。
(八尾市障害児保育に関する要綱第3条)

八尾市における医療的ケア児の利用実績

ケア内容 3歳児以上 受入れ実績のある	導尿
	人工肛門
	血糖測定
	インスリンポンプ
	気管切開(吸引)
	経管栄養

受入れに至らなかった ケア内容	酸素療法
	人工呼吸器

※医療的ケアの実施は、主治医から指導を受けた看護師又は、認定特定行為業務従事者の認定を受けた保育教諭が行う。
保育中に必要な支援については、加配保育教諭が対応する。

八尾市における現状での医療的ケア児とその家族のライフステージ(イメージ)

誕生～入院生活

- ・生命維持が最優先課題であり、必要な治療を受ける時期
- ・母親の体力回復や、退院後の家庭生活の体制づくり

退院～1、2年間

- ・体調が不安定で、医療的ケア内容にも変化がある時期。在宅での生活を安定させるとともに、障がい受容しながら療育が日常生活の中で生かされる土壌づくりの時期

訪問看護
医療型児童発達支援センター
児童発達支援事業

3歳児～5歳児

- ・親子分離し、集団もしくは小集団の中で、刺激を受けながら発育が促される時期

こども園等
医療型児童発達支援センター
児童発達支援事業

八尾市の就学前医療的ケア児が継続的に通所できる福祉サービス

施設	利用頻度	利用形態
医療型児童発達支援センター	0～1歳児 週3日 2～5歳児 週5日	通園療育(親子通園 バス送迎あり)
福祉型児童発達支援センター		
児童発達支援(児童デイ)	上限利用日数まで	通所療育(送迎あり) 保護者のレスパイトのための利用可

医療的ケア児対応可能事業者の対応可能内容

A施設	吸引
B施設	気管切開処置 経管栄養 酸素療法 人工呼吸器
C施設	状況に応じて
D施設	状況に応じて
E施設	気管切開処置 経管栄養 吸引 酸素療法 導尿 人工呼吸器
F施設	気管切開処置 経管栄養 吸引 導尿

八尾市内障がい児通所支援事業所一覧より抽出

就学前施設における医療的ケアの実施範囲及び対象年齢等の 受入れ要件についての考え方

法律の主旨 保育を希望するすべての医療的ケア児の受け入れ

現 状 ・ 保育を必要とする0～2歳児 ・ 酸素療法、人工呼吸器の医療的ケア児

想定事例

1歳3カ月の児童。出生後、発症した疾患により複数回にわたり手術を行い、現在は胃ろうと吸引の医療的ケアを行いながら在宅。両親ともにフルタイム勤務であり、母は現在育休中。令和5年4月に育休延長終了となるため、2歳児からの保育所入所を希望している。

4歳6カ月 児童。先天性疾患のため、現在酸素療法の医療的ケアを行いながら児童発達支援（児童デイ）利用。母は就労していない。同年齢の友だちとの関わりを求めてこども園への入園を希望している。発達検査では知的な遅れは特段認められない。

めざす方向

- ・ 保育受入れの要件拡大
- ・ 既にある社会資源サービスの充実による補完

保育受入れ検討の際の視点



審議の ポイント

○医療的ケア児にとって...

- ・安全に過ごせる環境が確保できるか→在宅生活が安定して送れているか
- ・発達が促される環境であるか→保育室で他の児童との集団生活が可能か

○保護者にとって...

- ・離職防止に寄与するか
- ・安心して子どもを育てられるか

○インクルーシブ保育の視点から...

- ・そだち合う保育が実現できるか→違いや多様性に気づき認め合う発達段階か
- ・クラスの子どもたちの安全が確保できるか→安全な保育環境が整備できるか

八尾市における入所決定までの流れの現状



保護者

- ・利用についての相談
- ・児童の状況説明
- ・施設見学

- ・利用申込および面談
- ・主治医記載の児童診断書提出

- ・入所に向けた準備開始

入所相談

入所申請
(11月上旬)

入所調整会議
(11月下旬)

施設との調整
(12月)

入所決定
(1月)

市役所



- ・児童の状況確認(関係機関への照会含む)
- ・保育施設の情報提供
- ・手引きに基づき保育受入れの現状を説明
- ・児童診断書提出依頼 発達検査受検依頼

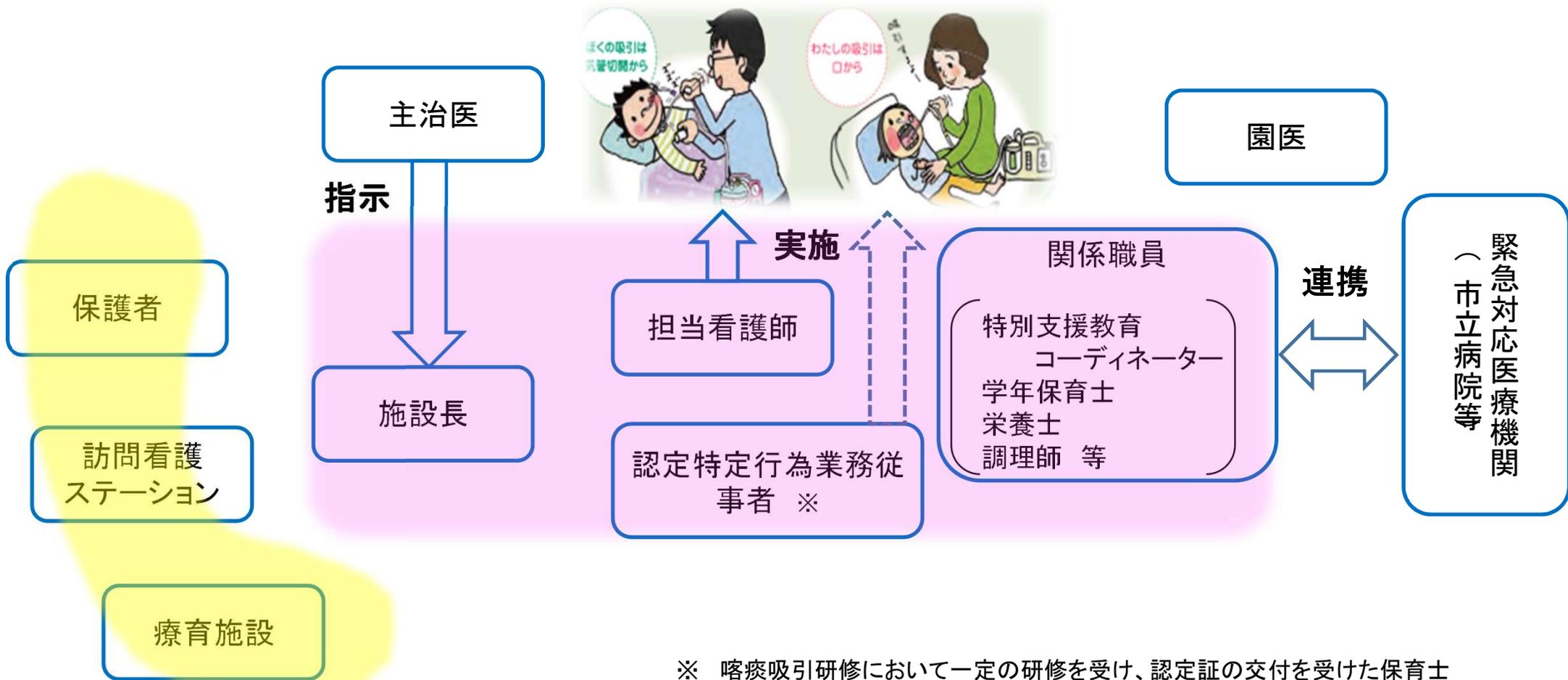
- ・こども若者部所属の保育教諭及び公立認定こども園看護師により面談実施
- ・集団生活の配慮事項や医療的ケアの確認

- ・児童診断書と発達検査結果、面接での聞き取りをもとに、関係機関から意見聴取
- ・保育認定要件について確認

- ・受入可否について施設と調整
- ・受入困難と判断した場合は年内に入所不可の説明

- ・結果通知の送付

保育における医療的ケア実施体制図(案)



医療的ケア児保育支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算：453億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額＜拡充＞

○基本分単価

① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円

(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算) <拡充>

○加算分単価

② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,170千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置	1市区町村当たり	2,170千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)		
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	560千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	360千円

実施主体・補助割合＜拡充＞・事業実績

○実施主体 都道府県、市区町村

○補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を賞上げ <拡充>

・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

○事業実施

R2（公募ベース）：109か所（171か所）

事業イメージ

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



保育所



保育所（医ケア児受入施設）



看護師等の配置

<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、管内保育所の医療的ケアに関する支援を行うとともに、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行う。



医療的ケア児保育支援者

助言・支援等

体制整備等

<自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定



検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。